

○宍粟市福祉医療費助成条例

平成17年 4月 1 日 条例第92号

改正

平成17年 7月 1 日 条例第222号  
平成18年 6月13日 条例第36号  
平成18年 9月26日 条例第46号  
平成19年 3月14日 条例第18号  
平成20年 3月 7日 条例第 2 号  
平成21年 3月 6日 条例第10号  
平成22年 3月 5日 条例第11号  
平成23年 3月11日 条例第11号  
平成24年 6月25日 条例第26号  
平成26年 3月10日 条例第17号  
平成26年12月19日 条例第40号

宍粟市福祉医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、老人及び重度障害者（以下「老人等」という。）に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人 宍粟市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (2) 重度障害者 宍粟市内に住所を有する次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者。
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）。
- (3) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費

に係る当該支給を含む。)をいう。

- (4) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる国、地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうきに限る。)をいう。
- (5) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (6) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (7) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(福祉医療費の支給)

第3条 市長は、老人等の疾病又は負傷について、当該老人等に対し次の各号により算定した額を福祉医療費として支給する。

- (1) 老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合で

あって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 前2号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

(5) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

2 前項の福祉医療費は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については支給しない。

3 前項に定める者のほか、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けた者の疾病又は負傷に係る福祉医療費については支給しない。

4 第1項の福祉医療費の額は、現に保険医療機関等に支払った額を超えることはできない。

（支給の制限）

第4条 前条第1項の支給対象となる者は、別表に掲げる事項を満たす老人等とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、支給の対象とすることができるものとする。

（支給の申請）

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第6条 老人等が規則で定める手続に従い兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度においてその者（保護者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり

当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、老人等が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(福祉医療費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第9条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山崎町福祉医療費助成条例（昭和48年山崎町条例第23号）、一宮町福祉医療費助成条例（昭和58年一宮町条例第1号）、波賀町福祉医療費助成条例（昭和48年波賀町条例第23号）又は千種町福祉医療費助成条例（昭和59年千種町条例第16号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前に合併前の条例の規定により決定された医療費の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

(重度障害者に係る支給制限の特例)

- 4 平成24年7月1日から当分の間、別表重度障害者の項の規定による市町村民税の所得割の額の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定によるものとし、地方税法等の一部を改正する法律による改正後の地方税法第314条の2第1項第11号の規定は適用しないものとする。

附 則（平成17年7月1日条例第222号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年6月30日以前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月13日 条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の助成に関する第 2 条の改正規定については、なお従前の例による。
- 3 別表中老人の項の規定については、平成18年 7 月 1 日から平成20年 6 月30日までの間、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

老人	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 老人の該当年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されていないこと。</p> <p>イ 老人が地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けていること。</p> <p>(2) (1)の適用については、老人が属する世帯の他の世帯員であって65歳の誕生日の属する月の前月を経過した者について、所得の額が法第28条第1項第2号に規定する額に満たないこと。</p>
----	---

附 則（平成18年 9 月26日 条例第46号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月14日 条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前を受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月 7 日 条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月 6 日 条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前を受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(支給の特例)

3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、老人にあっては市町村民税世帯非課税者である者（改正後の宍粟市福祉医療費助成条例別表（以下「新条例別表」という。）に掲げる事項を満たす者を除く。）に対し、重度障害者及び幼児等保護者にあっては改正前の宍粟市福祉医療費助成条例別表に掲げる事項を満たす者（新条例別表に掲げる事項を満たす者を除く。）に対し、次の各号により算定した額を福祉医療費として支給する。ただし、特別の理由があると認められるときは、この支給の特例の対象とすることができるものとする。

(1) 老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

(3) 幼児等の助成する医療費の範囲は、幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。）とする。

ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては4,800円を限度とする。

(4) 第1号から第3号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号、第

3号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

- (6) 第1号から第3号までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則（平成22年3月5日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給対象者については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月11日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市少子化対策事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月25日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給対象者については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月10日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に65歳から69歳までの間にある者に対する福祉医療費の支給については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給対象者については、改正後の宍粟市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

老人	<p>老人が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下であること。</p>
重度障害者	<p>重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が23万5千円未満であること。</p>